

ソマリア沖への 自衛隊派兵は憲法違反です！



3月14日、広島県呉港から海上自衛隊の特殊部隊「海上警備隊員」10数人を含む400人の自衛隊員を乗せた護衛艦2隻（「さざなみ」「さみだれ」）が、12000kmも離れたアフリカ・ソマリア沖に向け出発しました。

この護衛艦は機関銃や魚雷を装備し、哨戒ヘリも搭載しています。ヘリも機関銃・魚雷・対艦ミサイルを装備しています。

まさに武器使用を想定した派遣であり、「武力による威嚇又は武力の行使」を放棄した憲法9条に違反します。

艦載ヘリのドアから洋上の不審船に向け射撃姿勢をとる特別警備隊員一朝雲HPよりー

□ 「新法」で武器使用の大幅緩和、「戦争する国づくり」へ

さらに政府与党は、明日にも「海賊対策」を口実として自衛隊を派兵するための新法を閣議決定し、国会に提出し成立をねらっています。

従来の自衛隊派兵「特措法」で、「正当防衛」「緊急避難」の場合にのみ限定していた武器使用基準を大幅に緩和し、「新法」では先制攻撃による「船体射撃」を認めています。また、世界中の公海を活動区域対象にしています。

他の国の船舶を保護することを口実に集団的自衛権や海外派兵恒久法への道を開くことがねらわれています。「戦争する国づくり」が目的です。



統幕主催の海賊対処図上演習（3月2日、東京）一朝雲HPよりー

■ ソマリアの混乱の真の対策なしに「海賊問題」は解決しません

ソマリアの最近の「海賊問題」の原因は、1991年の政権崩壊以来、内乱状態が続き、経済が疲弊し、またヨーロッパ諸国等がソマリアの豊かな漁場を荒らし、有害物を海に不法投棄する等して漁民をはじめ国民は貧困に追い込まれ、やむなく一部のものが「海賊化」したためです。

安保理決議1838号前文も強調するように、この根本問題を解決することなしに、状況が改善しないことは明らかです。



テロ対策合同訓練で不審船の立ち入り検査を行う一朝雲HPより

■ 日本がなすべきこと、できることは？



不審船対処訓練で小銃を構えた特別警備隊員を乗せ高速機動する同隊の特別機動船一朝雲HPより

2000年頃に東南アジア・マラッカ海峡で海賊事件が多発したとき（03年で170件、ちなみに08年ソマリアは111件です）、日本が主導して沿岸諸国と協力し、「アジア海賊対策地域協力協定」を結び、「情報共有センター」を設置しました。

日本は海上保安庁のノウハウの提供と援助、日本からの警備艇の提供などで、周辺諸国の協力した海賊対策が充実し、被害件数が7割も減る誇るべき成果を上げています。このときは自衛隊の派遣はしていません。

■ 「まず、派兵ありき」でなく、周辺国への援助を！

日本政府は「まず自衛隊派兵ありき」ですが、ソマリア沖の海賊を取り締まっている隣国イエメンの沿岸警備隊作戦局長は、「自衛艦の派遣は高い効果は期待できず、必要ない。むしろ我々の警備活動強化を援助してほしい」と語り、高速艇などの財政援助と海上保安庁の技術援助を求めています。

外国軍隊の派兵は周辺国にとって懸念の対象となりやすく、あつれきを生みます。日本は自衛隊派兵ではなく、マラッカ海峡で実施したような、また、ソマリア沿岸諸国が求めている要望にこたえることこそ、真の国際貢献ではないでしょうか。



海賊対処の共同訓練で、海賊の身柄を引き渡され、武器の有無など身体検査を行う海上保安官（2月20日、呉沖の護衛艦「たかなみ」で）一朝雲HPより